明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二　連結事業年度に該当する特例事業年度において生じた法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額（同条第二項の規定により連結欠損金額とみなされた金額（同項第一号イに規定する災害損失欠損金額及び同項第二号に定める金額に係る金額に限る。）に係るものその他政令で定める金額を除く。）で同法第五十七条第六項の規定により当該認定事業適応法人の欠損金額とみなされた金額（同条第四項又は第五項の規定によりないものとされたもの及び同法第五十七条の二第一項の規定により同法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたものを除く。）を当該特例事業年度に係る前項第一号に規定する欠損金額とみなす。

三　当該適用事業年度開始の日前に開始した連結事業年度で第六十八条の九十六の二第一項の規定の適用を受けた連結事業年度において生じた連結欠損金額に係る同条第二項に規定する超過控除対象額及び個別超過控除対象額の合計額のうち前項第二号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を同号ロに掲げる金額に加算する。

4　第一項の規定は、同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に第二項に規定する超過控除対象額及び当該超過控除対象額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十三第一項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「同条第二十項」を「同条第二十五項」に改め、同条第十項中「第四十八条第二号」を「第四十六条第二号」に改める。

第六十七条の十六第四項中「第十項」を「第十三項」に、「変更をした」を「該当することとなつた」に改める。

第六十七条の十七第九項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第一項中「、第五十六条」を「から第五十六条まで」に改め、同条第二項中「、第四十二条の十二の三第三項」を削り、同条第三項中「みなして、」の下に「第五十五条の二」を加え、同条第四項中「、第四十二条の十二の三第三項」を削る。

第六十八条の八第一項及び第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九第一項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」及び「（その試験研究費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を削り、「当該連結事業年度の」を「当該連結事業年度の」に改め、「税額控除限度額が、」の下に「控除上限額（」を加え、「金額を超える」を「金額をいう。）を超える」に、「当該百分の二十五に相当する金額」を「当該控除上限額」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「増減試験研究費割合が百分の八以下である」を「次号に掲げる場合以外の」に、「百分の九・九」を「百分の十・一四五」に、「百分の八から当該」を「百分の九・四から」に、「百分の六」を「百分の二」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における前項の規定の適用については、同項の税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる連結事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　次号に掲げる連結事業年度以外の連結事業年度　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える場合（ハに掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五に、当該増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合

ロ　増減試験研究費割合が百分の九・四以下である場合（ハに掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五から、百分の九・四から当該増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が百分の二未満であるときは、百分の二）

ハ　当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零である場合　百分の八・五

二　試験研究費割合が百分の十を超える連結事業年度　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額に次に掲げる割合を合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該合計した割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　前号イからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める割合

ロ　イに掲げる割合に控除割増率（当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

3　第一項の連結法人の次の各号に掲げる連結事業年度における同項の規定の適用については、同項の控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額（第一号及び第二号に掲げる連結事業年度のいずれにも該当する連結事業年度にあつては第一号及び第二号に定める金額の合計額とし、同号及び第三号に掲げる連結事業年度のいずれにも該当する連結事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）を加算した金額とする。

一　次に掲げる要件を満たす連結事業年度　当該調整前連結税額の百分の十五に相当する金額

イ　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度が当該連結親法人及びその各連結子法人の法人税法第八十一条の九第八項第三号に規定する設立の日として政令で定める日（連結子法人にあつては、当該連結子法人が連結親法人に該当するものとした場合に同号に規定する設立の日として政令で定める日）のうち最も早い日から同日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む連結親法人事業年度に該当すること。

ロ　当該連結親法人が当該連結事業年度終了の時において法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人及び同法第二条第十二号の六の六に規定する株式移転完全親法人のいずれにも該当しないこと。

ハ　当該連結事業年度終了の時において国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額（同号ハ⑵に掲げるものに限る。）があること。

二　連結親法人事業年度が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度のうち試験研究費割合が百分の十を超える連結事業年度　当該調整前連結税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

三　連結親法人事業年度が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、当該連結親法人及びその各連結子法人の試験研究費の額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の基準年度試験研究費の額の合計額を超える連結事業年度（第一号に掲げる連結事業年度を除く。）　当該調整前連結税額の百分の五に相当する金額

第六十八条の九第四項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「当該連結事業年度の当該」を「当該連結事業年度の」に改め、「中小連結法人税額控除限度額が、」の下に「中小連結法人控除上限額（」を加え、「金額を超える」を「金額をいう。）を超える」に、「当該百分の二十五に相当する金額」を「当該中小連結法人控除上限額」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。